政党	異動事項		届出年月日
政治団体の名称		新	旧	
減税日本・ゆうこく連合	支部の数	二	○	八（令和）、二、五
	（設立された支部の名称）	減税日本・ゆうこく連合佐賀県第１区総支部		
	（主たる事務所の所在地）	佐賀県佐賀市高木瀬東二―五―四一	佐賀県	
	（主たる活動区域）		○	
	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）		○	
		減税日本・ゆうこく連合愛知県第１区総支部		
	（主たる事務所の所在地）	愛知県名古屋市東区古出来二―五―一一	愛知県	
	（主たる活動区域）		○	

○総務省告示第二百十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第四項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

政治団体の名称	代表者の氏名	政党でなくなった年月日
減税日本・ゆうこく連合	原口　一博	八（令和）、二、一三

○総務省告示第二百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党	会計責任者の氏名	高岩　勝人	海老　克昌	八（令和）、二、二四
中道改革連合	代表者の氏名	小川　淳也	山井　和則	八、二、一三
みんなでつくる党	主たる事務所の所在地	東京都港区南青山二―二―一五	東京都千代田区永田町二―九―六	八、二、一六
	主たる事務所の所在地	千葉県柏市大室一七九九―一九	東京都港区南青山二―二―一五	八、四、三
立憲民主党	会計責任者の氏名	熊谷　裕人	田名部匡代	八、三、一二

(二)　政治資金団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
既に法第六条の二第二項前段に係る届出がなされている政治資金団体	会計責任者の氏名	有馬健次郎	穴山　洋一	八（令和）、三、五
一般財団法人国民政治協会	主たる事務所の所在地	東京都港区南青山二―二―一五	埼玉県川越市小堤五一四―八	八、二、九
未来創造党	主たる事務所の所在地	千葉県柏市大室一七九九―一九	東京都港区南青山二―二―一五	八、四、三

○法務省告示第四十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月一日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属　済田　秀治
さいたま地方法務局所属　加藤　裕
名古屋法務局所属　三善　和則
福岡法務局所属　正木　開志

○農林水産省告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字芦原字山西五七二三の一、五七七八、五七九八の一から五七九八の三まで、五八一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年六月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野市役所及び長野県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年五月十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5864号	電子傾斜計	ＴＩ―100シリーズ	東京計器株式会社	東京都大田区羽田空港一丁目1番4号

○国土交通省告示第六百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之